

## 第1章 総則

### (学則の目的)

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づいて、さいたま市立大宮国際中等教育学校（以下「本校」という。）の運営に関する必要事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 本校は、さいたま市立大宮国際中等教育学校と称し、埼玉県さいたま市大宮区三橋四丁目9番地に置く。

### (教育の目的)

第3条 本校は、法に基づいて、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高等普通教育を一貫して施すことを目的とする。

### (課程及び学科)

第4条 本校の後期課程の課程は単位制による全日制の課程とし、学科は普通科とする。

### (修業年限及び生徒定員)

第5条 本校の修業年限及び生徒定員は、次の表のとおりとする。

修業年限	生徒定員					
	前期課程			後期課程		
6年 (前期課程3年、 後期課程3年)	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	160人	160人	160人	160人	160人	160人

### (通学区域)

第6条 本校の通学区域は、次の通りとする。

- (1)前期課程に在籍する生徒のうち一般選抜により入学した生徒 さいたま市の全区域
- (2)前期課程に在籍する生徒のうち特別選抜により入学した生徒及び後期課程に在籍する生徒 埼玉県の全区域

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から校長が定める日まで
- (2) 後期 校長が定める日から翌年の3月31日まで

3 校長は、前項第1号及び第2号の校長が定める日を、あらかじめ市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

### (休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日
- (4) 開校記念日

- (5) 春季休業日 4月1日から同月10日までの間において校長が定める期間
  - (6) 夏季休業日 7月15日から9月5日までの間において校長が定める期間
  - (7) 秋季休業日 10月5日から同月26日までの間において校長が定める期間
  - (8) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日までの間において校長が定める期間
  - (9) 学年末休業日 3月20日から同月31日までの間において校長が定める期間
- 2 前項第5号から第9号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。
- 3 校長は、第1項第5号から第9号までの休業日を定め、あらかじめ委員会に届け出なければならない。
- 4 校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事の実施のため、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とする場合については、委員会の承認を得ることに代えて、あらかじめ委員会に届け出るものとする。
- 5 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに委員会に報告しなければならない。
- (1) 授業を行わない期間
  - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

### 第3章 教育課程及び授業時数

#### (教育課程及び授業時数)

第9条 教育課程は、学習指導要領の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出なければならない。

- 2 各教科に属する科目等の授業時数は、教育課程編成要領の基準により校長が定める。

#### (教科用図書)

第10条 教科用図書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、委員会が採択したものを使用しなければならない。

### 第4章 単位修得及び卒業の認定

#### (単位修得の認定)

第11条 単位修得の認定は、生徒の出席状況及び平素の成績により行う。

- 2 前項の規定による認定の方法は、校長が定める。

#### (他の高等学校及び中等教育学校の後期課程における学習成果の単位認定)

第12条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を本校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

#### (学校外における学修の単位認定)

第13条 校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの  
(加えること等のできる単位数)

第14条 第12条の規定により加えることのできる単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修等の単位認定)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修
- (2) 高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

(卒業の認定)

第16条 校長は、本校における所定の教育課程を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行う。

- 2 前項の規定により認定された者に対して、校長は、卒業証書（様式第1号）を授与する。

(証明書の交付)

第17条 校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書その他の証明書を交付することができる。

## 第5章 入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

(入学の要件)

第18条 本校に入学しようとする者は、第6条に規定する区域に居住する者でなければならない。ただし、必要がある場合は、委員会において生徒の就学についてこれを調整することができる。

(入学)

第19条 入学は、校長が許可する。

- 2 本校に入学することのできる者は、小学校又はこれに準ずる学校の課程を修了した者とする。
- 3 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。
- 4 前項の規定による学力の認定は、校長が行う。

(学年途中の入学の特例等)

第20条 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第7条第1項に規定する学年の途中においても、同条第2項に規定する学期の区分に従い、入学（前条第3項に規定する入学を除く。）を許可し、並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(入学者の選抜)

第21条 校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学者選抜を行うものとする。

(志願手続)

第22条 入学志願者は、所定の入学願書のほか、入学に必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

#### (入学手続)

第23条 入学を許可された者に対して親権を行う者（親権を行うものがないときは、未成年後見人。以下「保護者」という。）は、速やかに保証人が連署した在学保証書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 校長は、第1項の保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。
- 4 保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第2項の要件を欠くに至ったときは、改めて在学保証書又は誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 保護者、生徒又は保証人が転居又は氏名変更等をした場合には、保護者（生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。）は、速やかに校長に届け出なければならない。

#### (休学及び復学)

第24条 後期課程に在籍する生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学は、2月以上引き続き出席できないとき願い出ることができる。
- 3 前項の規定により休学を願い出たものに対し、校長は、2年以内の期間で休学を許可することができる。
- 4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者及び保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

#### (退学及び再入学)

第25条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により退学した者が2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

#### (転学)

第26条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 校長は、転学願を受理したときは、その事由を具し、生徒の在学証明書及び指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）並びに進学により送付を受けた指導要録の抄本又は写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の抄本又は写しをいう。）を転学先の校長に送付しなければならない。
- 3 転学した生徒が2年以内に再び転入学を願い出たときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の結果、入学を許可することができる。
- 4 他の中等教育学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の結果入学を許可することができる。
- 5 転入学した者があるときは、校長は、それまで在学していた学校から、その生徒の健康診断票及び歯の検査票の交付を受けなければならない。

#### (留学)

第27条 後期課程に在籍する生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護

者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 校長は、第11条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 5 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第7条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(感染症による出席停止)

第28条 校長は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、その出席停止を命ずることができる。

## 第6章 授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料

(授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料)

第29条 授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料の徴収は、さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の定めるところによる。

(報告)

第30条 校長は、さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第16号）により、後期課程に在籍する生徒の授業料、進級料又は入学料の減免に関する願書の進達及び必要な報告をしなければならない。

(授業料滞納者に対する処置)

第31条 校長は、後期課程に在籍する生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、別に定める基準により、出席停止を命じ、又は除籍を行うことができる。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第32条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第33条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 前項の規定による停学は、学齢生徒に対しては、行うことはできない。
- 4 第2項の規定による退学は、次のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5 懲戒の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。